

## 令和3年度 夏の交通・生活安全市民運動実施要綱

### 1 交通安全市民運動

#### (1) 期間及び重点事項

期 間：令和3年7月11日(日)～20日(火)までの10日間

重点事項：子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保  
歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上  
飲酒運転等の危険運転の防止 自転車の安全利用促進

#### (2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故  
～ 広めよう 交通安全スリーS運動 ～

ヘルメットを  
着用しよう！



#### (3) 主要実施事項

##### ◇子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

～思いやり運転を実践しましょう～

- ①ドライバーは、子どもや高齢者等を見かけたら速度を落とすなどの「思いやり運転」を実践しましょう。
- ②歩行者は、横断歩道を利用する、信号を守る、歩行者横断禁止の標識のあるところでは横断しないなど、交通ルールを守りましょう。

##### ◇歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

～横断歩道は歩行者優先～

- ①ドライバーは、横断歩道で歩行者を見かけたら必ず止まるといった歩行者優先を徹底しましょう。
- ②安全運転サポート車や後付けのペダル踏み間違い防止装置の利用を推進するとともに、運転に自信のない方に対しては、運転免許の自主返納を勧め、体調がすぐれないときには、運転を控えるように呼びかけましょう。

##### ◇飲酒運転等の危険運転の防止

～飲酒運転、あおり運転等の根絶を図りましょう～

- ①「飲酒運転四(し)ない運動」(運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない)を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力に推進し、自転車も含めた飲酒運転の根絶を図りましょう。
- ②運転中の「ながらスマホ」は悲惨な交通事故を招くことを意識し、絶対にしないようにしましょう。
- ③車を運転する際は、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。

##### ◇自転車の安全利用促進 ～自転車を利用するときはヘルメットを着用～

- ①自転車に乗るときは以下のルール・マナーを守りましょう。
  - ・自転車は、車道が原則、歩道は例外 ・車道は左側を通行
  - ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ・夜間はライトを点灯
  - ・スマートフォン等の使用はしない ・妨害運転(いわゆるあおり運転)はしない など
- ②自転車損害賠償保険等へ加入するよう呼びかけましょう。
- ③自転車乗車用ヘルメットの着用を推進しましょう。

## 2 生活安全市民運動

### (1) 期間及び重点事項

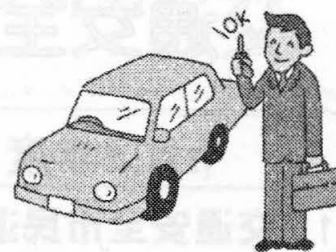
期 間：令和3年7月1日(木)～10日(土)までの10日間

重点事項：女性・子どもを犯罪から守る活動の推進

自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止

特殊詐欺の被害防止

住宅対象侵入盗の被害防止



### (2) スローガン

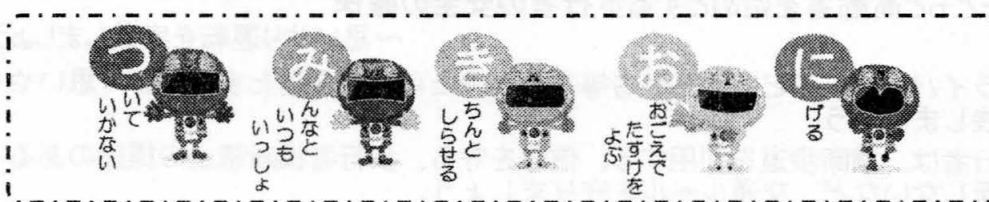
みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

### (3) 主要実施事項

◇女性・子どもを犯罪から守る活動の推進 ～ひたくり被害者の85%が女性～

- ①注意力が散漫になる携帯電話やスマートフォンを使用しながら歩く「ながら歩き」はやめて、時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。
- ②防犯ブザーやホイッスルなどの防犯用品を玄関などの目につきやすい場所に置き、外出時には携帯するようにしましょう。
- ③夏休み中は、子どもだけで外出する機会も増えます。子どもを犯罪から守る5つのおやくそく「つ・み・き・お・に」を繰り返し教え、習慣づけるようにしましょう。



◇自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ②明るく管理された見通しのよい駐車場を利用しましょう。
- ③ハンドルロック器具や警報機などの複数の盗難防止機器を組み合わせて活用しましょう。
- ④自動車のナンバープレートが悪用されないよう、盗難防止ネジを活用しましょう。
- ⑤車内に荷物を置かないようにしましょう。

◇特殊詐欺の被害防止 ～犯行の手口が巧妙化～

- ①在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょう。また、家族や親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ②「還付金の手続きのためATMで手続きをして」「新型コロナウイルスのワクチン接種を優先接種のために予約金を振り込んで」などと言って、ATMへ誘導、お金を振り込ませようとする。必ず家族や警察に相談し、すぐ振り込まないようにしましょう。
- ③有料サイト等の利用料金が未納のため訴訟を起こすといった内容のはがきやメールに記載された連絡先には電話ないようにしましょう。

◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～無締りの被害も多発～

- ①短時間の外出や家にいるときでもカギかけを徹底しましょう。
- ②窓に補助錠や警報機などをつけ、自宅の防犯性能を向上させるとともに、防犯カメラの設置や住宅周囲の見通しを良くし、侵入されにくい環境をつくりましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,000部 通番59号